

平成27年の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から市議会の同意を要件とする市長の任命制に変更がされています。また、農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することが義務付けられています。これにより農業委員の候補者については市長が、農地利用最適化推進委員の候補者については農業委員会がそれぞれ農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集により候補者を募り、これらの委員を決定しなければなりません。

つきましては、下記推薦及び募集要領に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を次のとおり受け付けます。

なお、推薦又は応募いただいたても、必ずしも委員に選任されるとは限りませんのでご了承ください。

## 記

### 愛西市農業委員会の委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び募集要項

#### 1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会の委員候補者
- (2) 農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者

#### 2 推荐及び募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月4日（水）まで

#### 3 推荐及び募集の資格要件

推薦を受けまたは応募できる候補者は、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 法令により兼職が禁止されている職にある者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

#### 4 定数

- (1) 農業委員会の委員 15人
- (2) 農地利用最適化推進委員 30人

区域名	定数
旧佐屋町の全区域	9人
旧立田村の全区域	9人
旧八開村の全区域	6人
旧佐織町の全区域	6人

#### 5 推荐または応募の方法

別添の推薦申込書または応募申込書（農業委員会窓口及びホームページにて取得）に必要事項を記入し、押印の上締切日までに愛西市役所 産業建設部産業振興課内 愛西市農業委員会事務局へ提出してください。

なお、郵送による提出も可としますが、締切日必着です。

また、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却いたしませんのでご了承ください。

※ 受付（提出）時間は、市役所窓口受付時間の午前9時00分から午後4時00分までです。

- ※ メールやFAXによる提出は不可とします。
- ※ 法律等の規定により推薦申込書または応募申込書に記載された事項は、情報を整理して公表しますので、ご了承ください。
- ※ 市外に住所を有する候補者は、その候補者が住所を有する市町村にて本籍地が記載された発行後3箇月以内の住民票の写しを添付してください。

#### 6 候補者の選定

推薦もしくは応募による候補者の総数が、4 定数 に掲げる定数を超えた場合または市長もしくは農業委員会が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。  
なお、その際期日を定めて意見聴取や面接等を実施する場合があります。

#### 7 選考結果の通知

選考結果の結果通知は、令和8年4月中旬以降に本人宛に郵送する予定です。

#### 8 個人情報の取扱い

推薦または応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

#### 9 任期

- (1) 農業委員会の委員 ・・令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
- (2) 農地利用最適化推進委員 ・・委嘱の日から農業委員会の委員の任期満了日まで

#### 10 職務

- (1) 農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消等の農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。

会議は、毎月1回（毎月20日前後）の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

- (2) 農地利用最適化推進委員

愛西市全域の中の各担当地区について、農業委員と密接に連携し、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査のほか、担当地域における担い手への農地の利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を中心とする業務等が主な職務となります。

なお、場合によっては農業委員会の会議に出席していただき報告等をしていただくことがあります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

#### 11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

#### 12 推薦及び応募の問合せ先

〒496-8555

愛西市稻葉町米野308番地

愛西市役所 2階 産業建設部産業振興課内 愛西市農業委員会事務局

電 話：0567(55)7128【ダイヤルイン】

F A X：0567(26)1011

E-mail:sangyo@cityaisai.lg.jp